

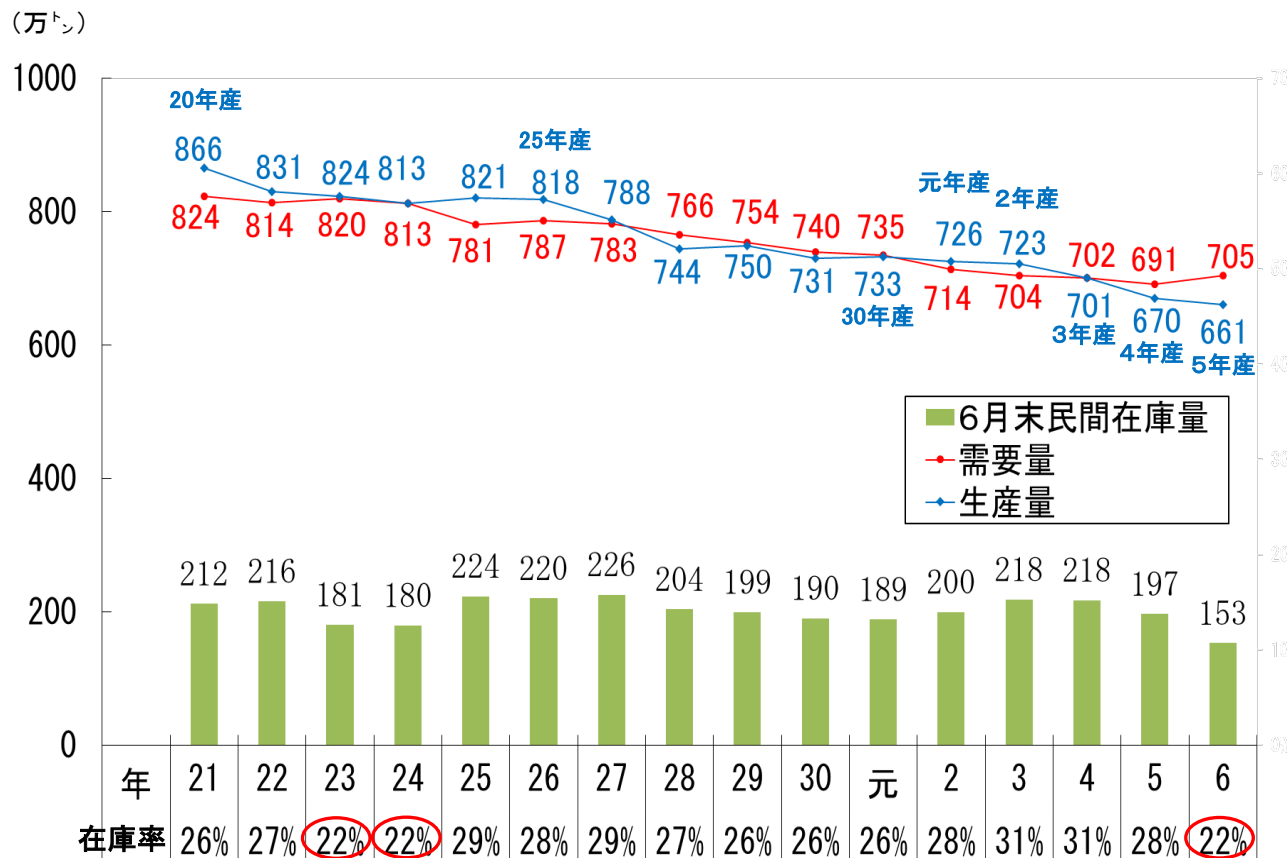
米の需給状況の現状等について

令和 7 年 5 月 12 日
農林水産省九州農政局鹿児島県拠点

米の需給状況の現状について

(1) 最近の米の需給動向(需要量、生産量、民間在庫)

- 最近の米の需給は、令和5年産米の需要が堅調に推移したこと、令和6年6月末の在庫量は近年では低い水準となっている。
- 一方で、在庫率(在庫量／需要量)でみれば平成23年、24年と同水準であり、全体需給としてはひっ迫している状況にはなく、十分な在庫量が確保されている。既に新米の出回りも始まっているが、引き続き、出荷、在庫等の状況を把握。



(参考)

需要が堅調であること(昨年より14万トンの需要増)の要因は以下のとおり。

- ①食料品全体の価格の上昇が続く中、米の価格が相対的に上昇が緩やか
- ②インバウンド等の人流の増加
- ③高温・渇水の影響により、精米歩留まりが低下

(※上記の需要量・生産量は玄米ベース。精米歩留まりの低下は玄米需要量の増加につながる。)

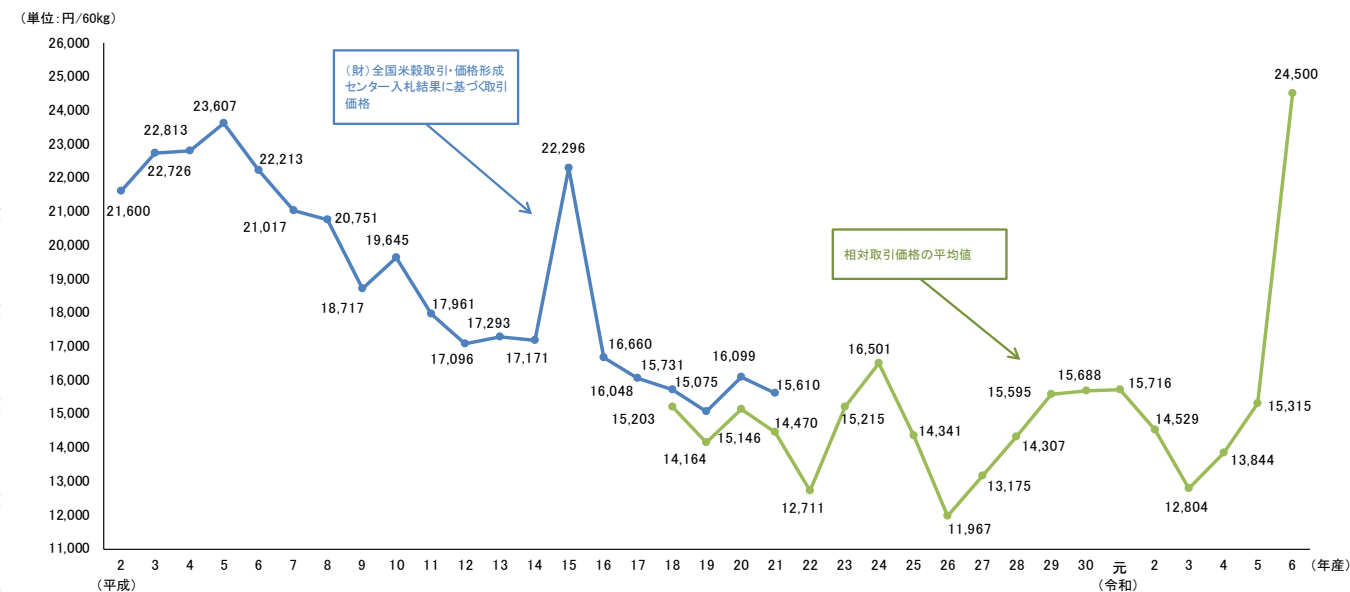
<消費者物価指数の推移>

(令和2年=100、指数)

	R2年	3年	4年	5年	6年 (1~7月)
食料	100.0	100.0	104.5	112.9	116.1
米類	100.0	96.8	92.6	96.1	103.9
パン	100.0	99.5	109.6	118.4	121.2
麺類	100.0	99.7	107.1	118.9	121.8

(2) 米の価格の推移

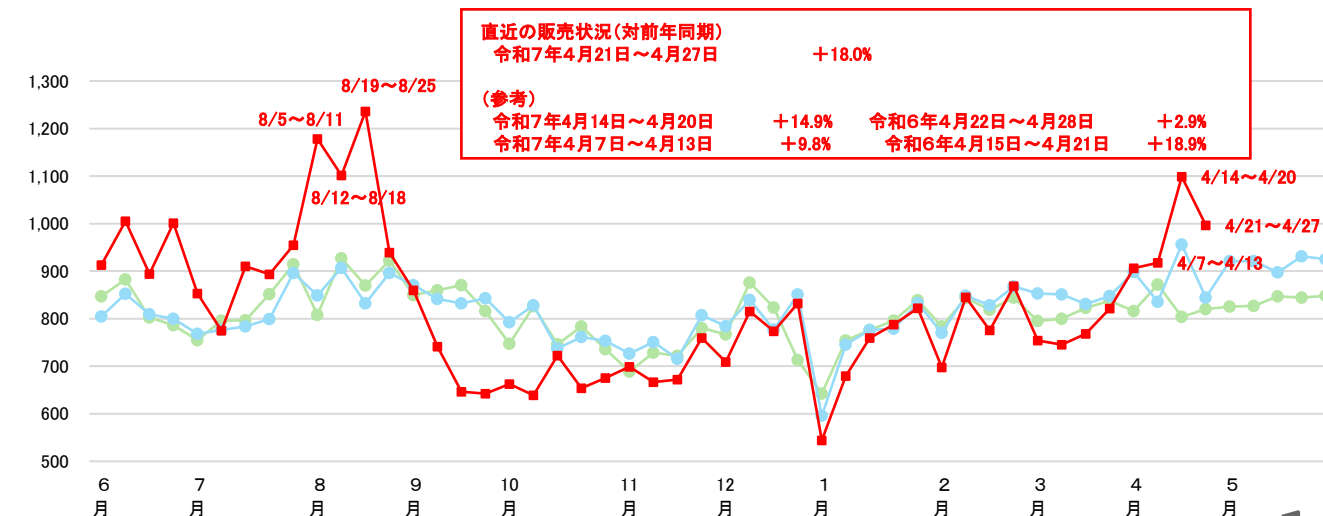
- 令和6年産米の令和7年3月までの年産平均価格24,500円/60kgは、出荷業者と卸売業者等の間の取引価格としては、比較可能な平成2年以降で過去最高の価格。



注: 年産別平均価格(令和6年産は、出回りから令和7年3月までの速報値)。

(3) スーパーでの販売数量の推移(POSデータに基づき作成、全国・週次)

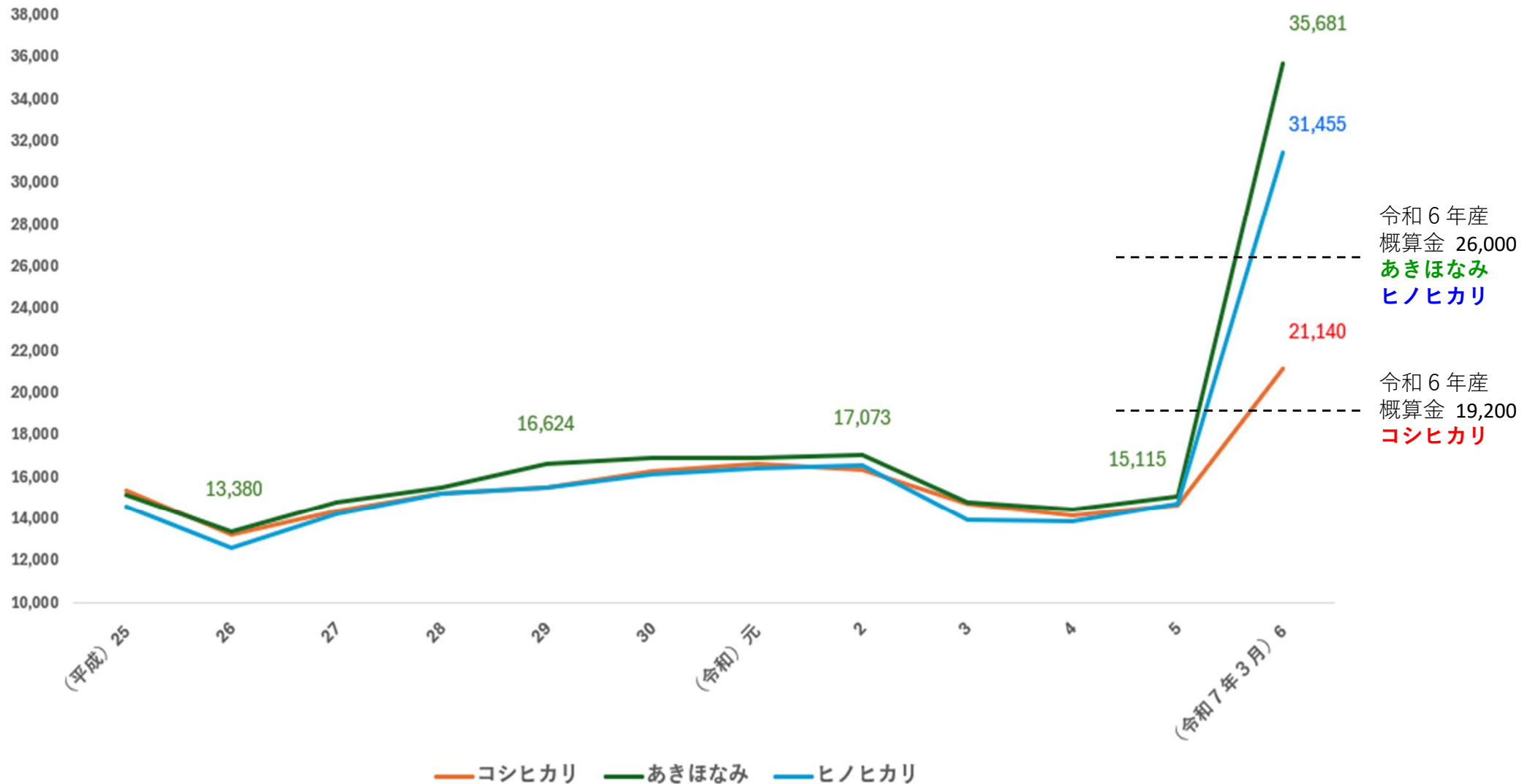
- 令和6年4月以降の販売量は、令和4年及び5年と比較して堅調に推移。
- 販売数量については、令和6年8月に買い込み需要が発生したこと等により伸びが著しい週が3週継続した後、概ね前年同程度か、前年を下回る水準で推移していたが、直近では前年を上回る水準。令和7年4月21日の週の販売数量は対前年同期+18.0%。



資料: (株)KSP-SPが提供するPOSデータ(全国約1,000店舗のスーパー、生協等)に基づいて農林水産省が作成。
注: 週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは異なる場合がある。

(参考) 鹿児島県産米の価格の推移

主食用 1 等、円／玄米60Kg (税込)



資料：農林水産省ホームページ「米に関するマンスリーレポート」より
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

令和 6 / 7 年及び 令和 7 / 8 年の主食用米等の需給見通し

(単位 : 万 t)

令和 6 / 7 年	令和 6 年 6 月末民間在庫量	A	153	〔在庫率 23%〕
	令和 6 年産主食用米等生産量	B	679	
	令和 6 / 7 年主食用米等供給量計	$C = A + B$	832	
	令和 6 / 7 年主食用米等需要量	D	674	
	令和 7 年 6 月末民間在庫量	$E = C - D$	158	

(単位 : 万 t)

令和 7 / 8 年	令和 7 年 6 月末民間在庫量	E	158	〔在庫率 27%〕
	令和 7 年産主食用米等生産量	F	683	
	令和 7 / 8 年主食用米等供給量計	$G = E + F$	841	
	令和 7 / 8 年主食用米等需要量	H	663	
	令和 8 年 6 月末民間在庫量	$I = G - H$	178	

注 1 : 上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、S B S 方式による輸入米及び輸入予定数量は含まれない。

注 2 : ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

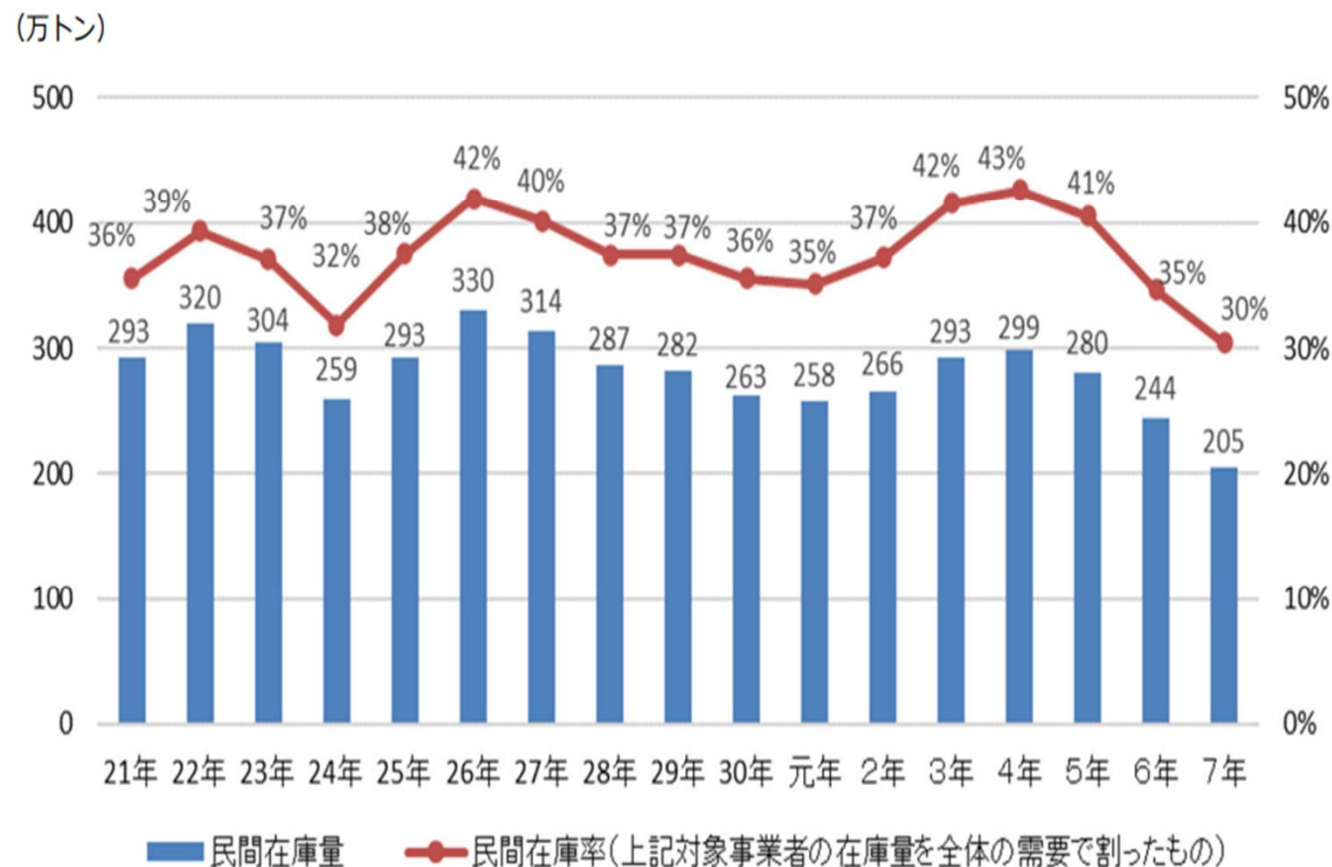
(参考) 政府備蓄米の条件付き売渡を決めた時の 令和6年産米の生産、集荷、在庫等の状況

- ・ 5年産の主食用米の生産量 661万t
- ・ 6年産の主食用米の生産量 679万t (対前年差+18万t)
- ・ 主要集荷業者の集荷数量 216万t (対前年差▲21万t)
- ・ 主要集荷業者の在庫量 197万t (対前年差▲48万t)
- ・ 主要卸売業者の在庫量 56万t (対前年差+4万t)
- ・ 主要卸売業者の販売状況 対前年比 ▲3.8%
(令和6年7月~12月)

(参考) 令和7年2月末民間在庫量

2月末民間在庫量・在庫率

※在庫率は対象事業者の在庫量を全体の需要で割ったもの。



※22年以前は、政府備蓄米の運営を回転備蓄方式で実施していたため、政府備蓄米がこの他に主食用米として販売されている。

○ 出荷・販売段階別の民間在庫量

(単位:万トン)

	6年2月末	7年2月末
出荷段階	202	159
対前年差	▲ 34	▲ 43
販売段階	42	46
対前年差	▲ 3	+4
合 計	244	205
対前年差	▲ 36	▲ 39

※出荷段階は玄米仕入数量が500トン以上の集荷業者等
販売段階は玄米仕入数量が4,000トン以上の卸売業者等

○ 集荷業者の集荷数量

(単位:万トン)

	集荷数量	前年比
7年2月末	223.2	90%
6年2月末	248.6	95%
対前年差	▲ 25.4	-

※集荷数量は販売数量が5,000トン以上の集荷業者等

(参考) 毎月公表している民間在庫量の調査対象の範囲

	出荷段階	販売段階		生産段階
	年間取扱 500トン以上	年間取扱 4,000トン以上	年間取扱 500～ 4,000トン	
うるち米	【毎月調査ベース】 6月末在庫 115万トン → 2月末在庫 205万トン (対前年▲39万トン) 6月末 84万トン ↓ 2月末 159万トン (対前年▲43万トン) 6月末 31万トン ↓ 2月末 46万トン (対前年+4万トン)			
もち米				

【米の基本指針ベース】
153万トン
(※ 6月末のみ調査)

(参考) 基本指針の主な変更点

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

(1) ～ (2) (略)

(3) また、(1) の⑤の放出及び(2) の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡を、**政府が当該買受資格者から一定期間後（1年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件**を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。

初回の入札

3月10日～12日

5年産米 4万トン

6年産米 10万トン

2回目の入札

3月26日～28日

5年産米 3万トン

6年産米 4万トン

3回目の入札

4月23日～25日

5年産米 10万トン

21万トン

鹿児島県産米の生産状況等

鹿児島県の 主食用米の「生産の目安」に対する実績の推移

	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産
生産の 目安 ①	99,830 t (20,580ha)	98,940 t (20,400ha)	90,000 t (18,600ha)	90,000 t (18,600ha)
実績 (見込) ②	79,300 t (16,600ha)	76,600 t (15,800ha)	73,300 t (15,600ha)	
②－①	△ 20,530 t	△ 22,340 t	△ 16,700 t	

資料：鹿児島県提供「生産の目安」を基に作成

(参考) 鹿児島県における水稻の生産状況

【 令和4年産 ～ 令和6年産 】

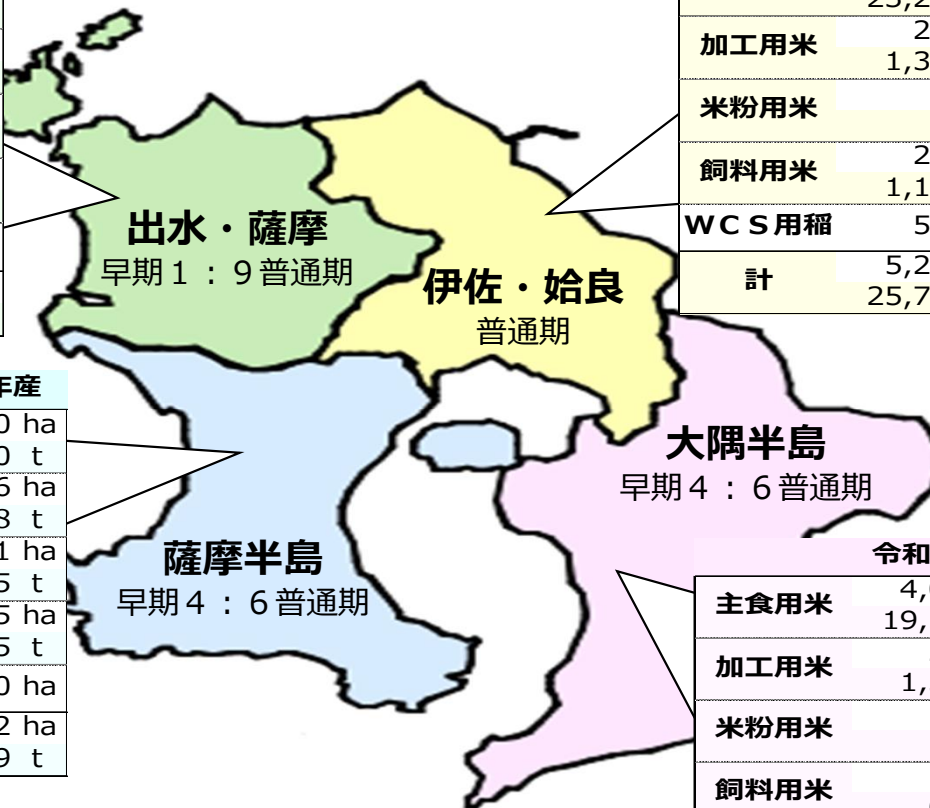
	令和4年産	令和5年産	令和6年産
主食用米	16,600 ha 	15,800 ha 	15,600 ha
	79,300 t	76,600 t	73,300 t
加工用米	1,432 ha 	1,389 ha 	1,442 ha
	6,953 t	6,750 t	6,997 t
米粉用米	14 ha 	12 ha 	10 ha
	71 t	60 t	48 t
飼料用米	835 ha 	880 ha 	745 ha
	3,985 t	4,188 t	3,538 t
WCS用稲	3,658 ha 	4,053 ha 	4,109 ha
総 計	18,856 ha 	18,146 ha 	17,810 ha
	90,179 t	87,678 t	83,893 t

資料：農林水産省九州農政局「作柄概況」及び「加工用米等認定データ」を基に作成
 注：WCS用稲は面積のみ。また、総計の面積にWCS用稲は含まない。

(参考) 作柄表示地帯別の水稻の生産状況

【令和4年産～令和6年産】

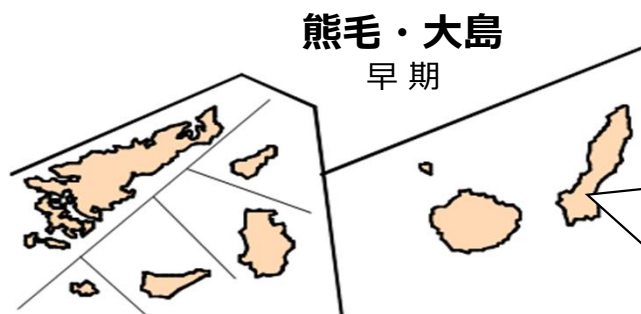
	令和4年産	令和5年産	令和6年産
主食用米	4,070 ha 20,000 t	4,010 ha 20,100 t	4,000 ha 19,100 t
加工用米	606 ha 3,008 t	575 ha 2,863 t	568 ha 2,827 t
米粉用米	8 ha 41 t	2 ha 11 t	2 ha 10 t
飼料用米	195 ha 958 t	177 ha 877 t	158 ha 780 t
WCS用稲	743 ha	844 ha	838 ha
計	4,879 ha 24,007 t	4,764 ha 23,851 t	4,728 ha 22,718 t



	令和4年産	令和5年産	令和6年産
主食用米	4,770 ha 23,200 t	4,620 ha 23,700 t	4,640 ha 22,600 t
加工用米	272 ha 1,336 t	281 ha 1,366 t	297 ha 1,444 t
米粉用米	3 ha 13 t	3 ha 16 t	3 ha 14 t
飼料用米	236 ha 1,166 t	230 ha 1,144 t	201 ha 1,001 t
WCS用稲	507 ha	612 ha	629 ha
計	5,280 ha 25,715 t	5,133 ha 26,226 t	5,140 ha 25,059 t

	令和4年産	令和5年産	令和6年産
主食用米	3,010 ha 13,700 t	2,850 ha 12,900 t	2,780 ha 12,200 t
加工用米	259 ha 1,205 t	224 ha 1,035 t	256 ha 1,178 t
米粉用米	1 ha 6 t	5 ha 23 t	1 ha 5 t
飼料用米	210 ha 957 t	270 ha 1,227 t	245 ha 1,105 t
WCS用稲	352 ha	440 ha	440 ha
計	3,480 ha 15,868 t	3,350 ha 15,185 t	3,282 ha 14,489 t

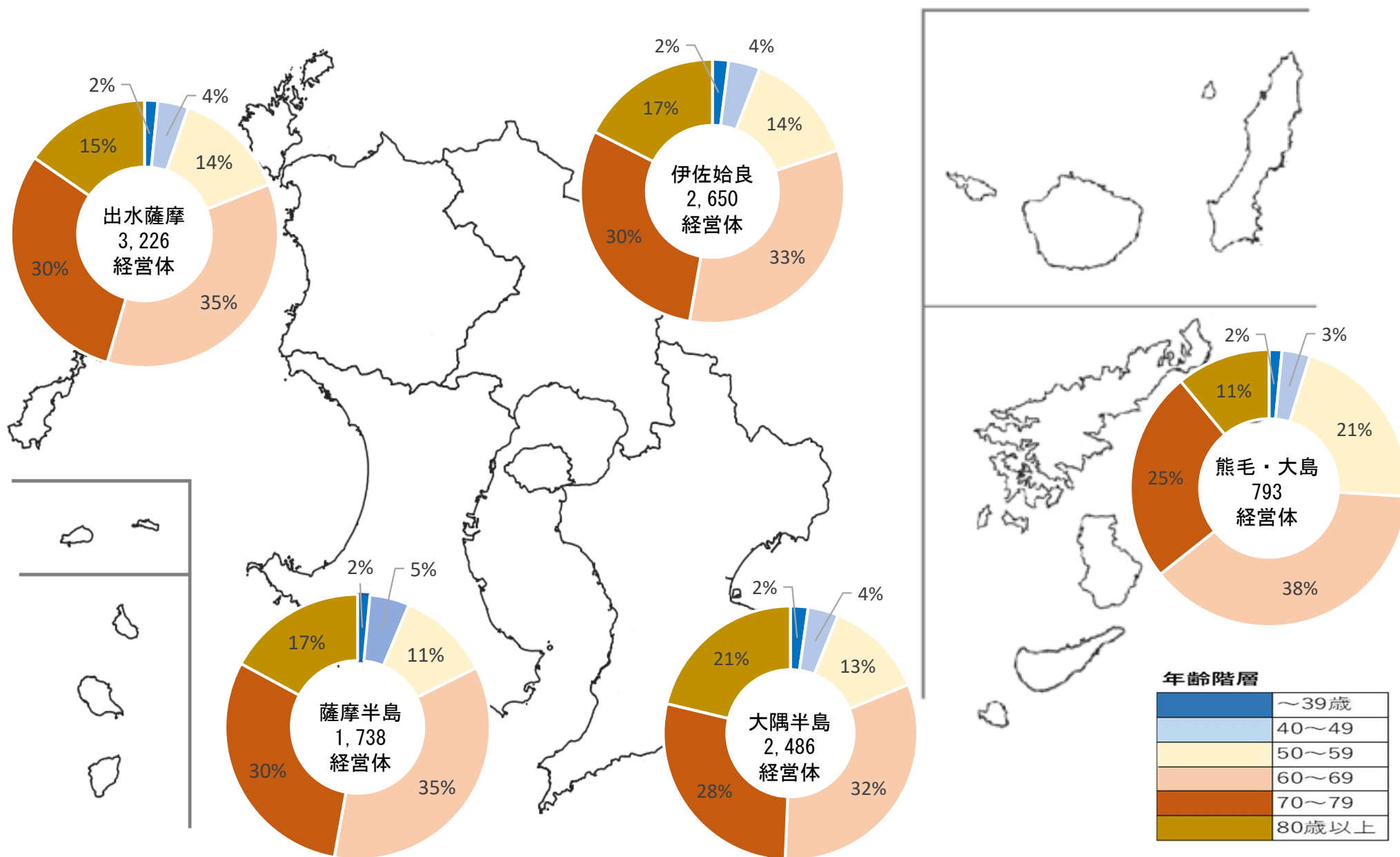
	令和4年産	令和5年産	令和6年産
主食用米	4,020 ha 19,500 t	3,680 ha 17,100 t	3,540 ha 16,800 t
加工用米	279 ha 1,335 t	310 ha 1,486 t	321 ha 1,548 t
米粉用米	2 ha 11 t	2 ha 10 t	4 ha 18 t
飼料用米	138 ha 660 t	141 ha 676 t	85 ha 411 t
WCS用稲	1,799 ha	1,889 ha	1,929 ha
計	4,439 ha 21,506 t	4,133 ha 19,272 t	3,950 ha 18,777 t



	令和4年産	令和5年産	令和6年産
主食用米	704 ha 2,770 t	704 ha 2,880 t	653 ha 2,610 t
加工用米	16 ha 69 t	0 ha 0 t	0 ha 0 t
米粉用米	0 ha 0 t	0 ha 0 t	0 ha 0 t
飼料用米	57 ha 244 t	62 ha 264 t	57 ha 240 t
WCS用稲	257 ha	268 ha	273 ha
計	777 ha 3,083 t	766 ha 3,144 t	710 ha 2,850 t

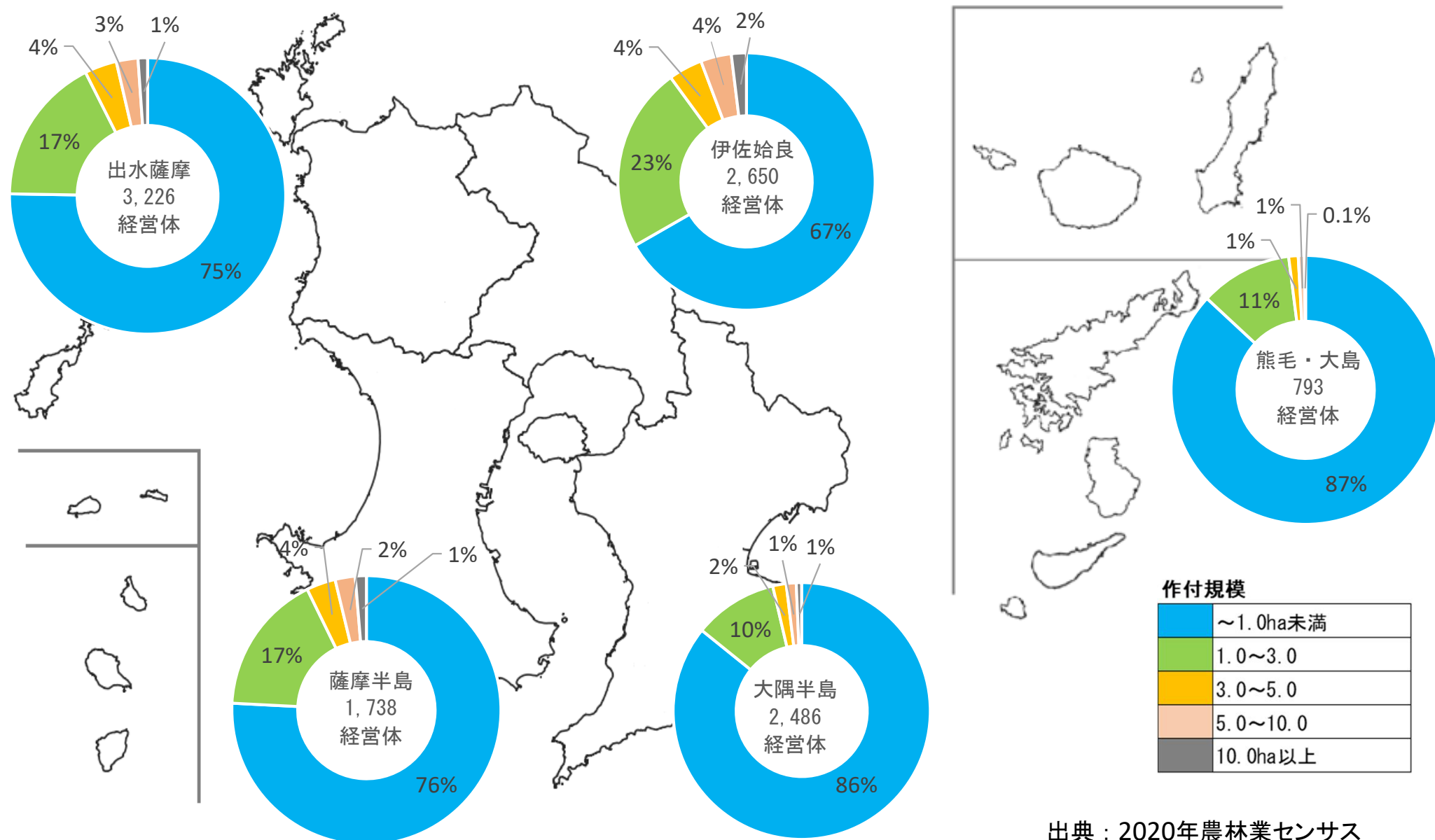
注1：上記に試験研究機関等のデータは含まない。
 注2：WCS用稲は面積のみ。
 また、総計の面積にWCS用稲は含まない。

(参考) 鹿児島県の水稲作経営体数 (作柄表示地帯別・年齢構成別)



出典: 2020年農林業センサス

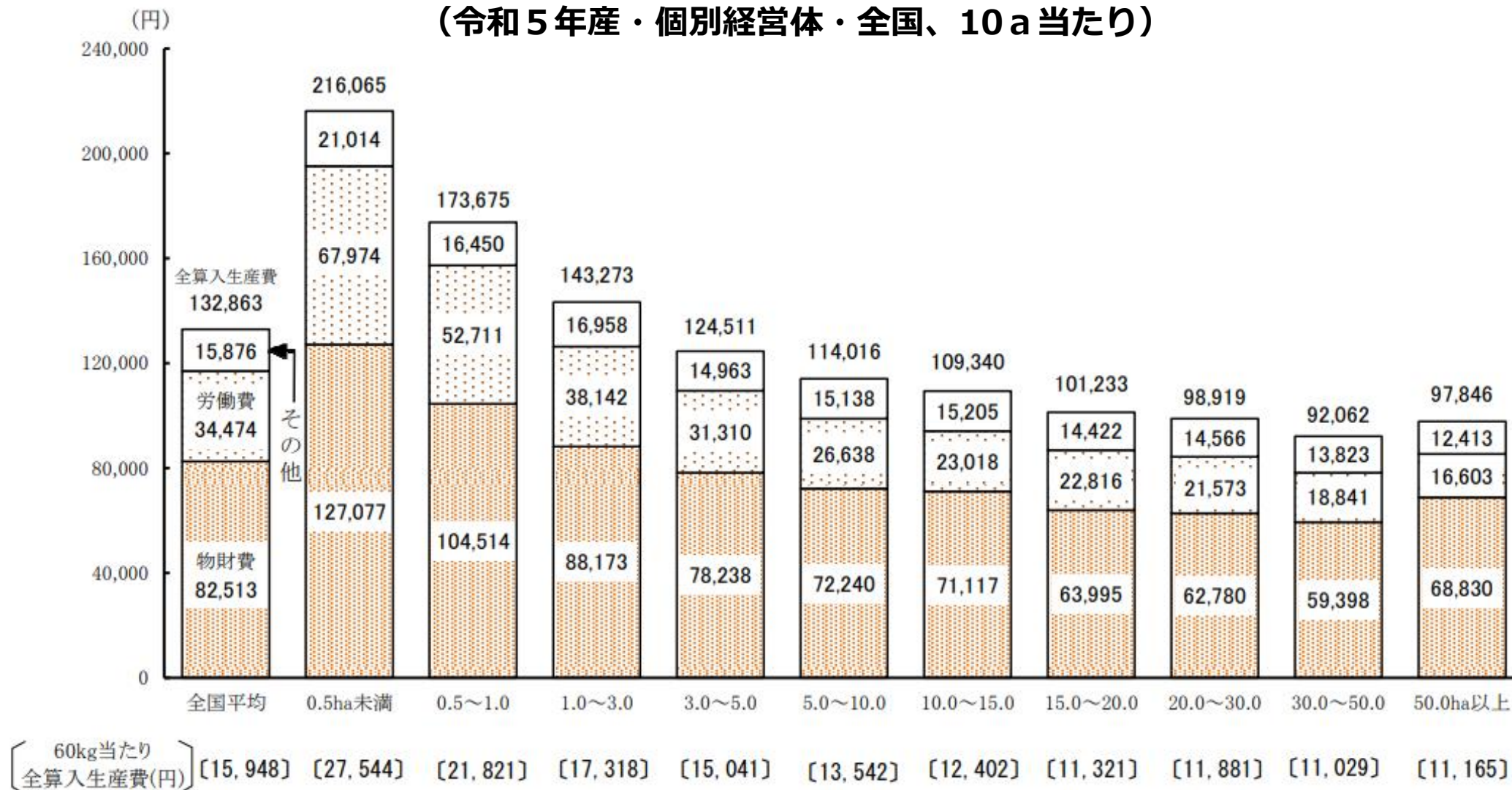
(参考) 鹿児島県の水稲作経営体数（作柄表示地帯別・作付規模別）



出典：2020年農林業センサス

米の作付規模別の全算入生産費

(令和5年産・個別経営体・全国、10a当たり)



※ 小規模経営体も、

- ・ まとまれば、規模が大きくなり、
- ・ 大型機械の共同利用、作業の役割分担などにより、効率的な営農を実現すれば、
- ・ コスト削減ができる

**小規模な高齢農家が
鹿児島県の米生産を支えているのが実態。**

10年先のことを考えると・・・

**鹿児島県の稲作を継続するためには、
各地域で、生産体制を整えることが必要！**

皆さんの地域は、どうされますか？

- ・ 令和7年産からは、プロダクトアウトではなく、**マーケットイン**の考え方で、

農業者・農業者団体を主体とした、
主食用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、麦、大豆などの**需要に応じた生産**を推進。

(例えば、鹿児島県民が食べる米や、県内の加工用米需要者の原料は鹿児島県内で生産するなど)

- ・ 行政、農業再生協議会は、**需要に関する情報、加工用需要者等のニーズの情報**があれば、それを**農業者・農業者団体に提供**するなど、需要に応じた生産を支援。
- ・ **安定した生産体制の構築**。(例えば、集落営農も)
- ・ ヒノヒカリに替わる**高温に強く、品質も良い「あきの舞」**の普及。

(参考) 加工用米、麦などの需要に応じた生産の取組事例

【加工用米】（JAあいら）

- ・ 「鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会」とJAあいら及び経済連との連携により、JAあいら管内（始良市、霧島市、湧水町）の加工用米を供給。
- ・ 協議会では、鹿児島壺造り黒酢が地理的表示GI保護制度に登録され、GI登録による規定の関係で県産米のみを使用。
- ・ 現在、黒酢づくりに適した品種「たからまさり」の作付について県が実証試験中。



霧島市福山町の壺畑

【はだか麦】（始良市）

- ・ 米収穫後の田を有効利用するため、裏作としての栽培を平成21年にスタート。
- ・ 平成27年に「あい裸麦生産組合」を設立し、地元の加工事業者等と提携。
- ・ はだか麦を使用した加工品（味噌、焼酎、お菓子等）の商品化を展開し、始良市の蒲生物産館や同市内Aコープ等で販売。



商品化された味噌と焼酎

【小麦】（始良市）

- ・ 梅雨前に刈取りができ、病気にも強い「せときらら」という品種を導入したことにより、安定した生産でパン工業協同組合と提携。
- ・ パン組合は、組合員に小麦粉を提供し、県産小麦使用パンとして県内のパン屋さんで製造販売。
- ・ パン組合は、県内で栽培された小麦の全量買上を実施するとともに、販路開拓にも取り組む。
(本年1月、学校給食にも提供)



県産小麦使用のパン

加工用米について

加工用米について

- ・ 加工用米は、**主食用米では対応し難い低価格帯需要の加工用途向けに供給**することを目的に、
「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づき、
農業者と加工用米需要者等との契約の下、
農業者が生産し、加工用米需要者に供給されるもの。
- ・ 加工用米の需要に応じた生産を推進する観点から、
「**水田活用の直接支払交付金**」において、
加工用米は戦略作物として位置付けられ、
加工用米を生産する農業者に対し、令和7年産では、
20,000円／10a + 産地交付金（県加算金32,000円／10a、地域農業再生協議会ごとに単価を設定した加算金）**の支援**を行うこととしている。

(参考) 加工用米・新規需要米の取組計画等の取扱いについて

- ・ 令和7年産以降、各産地が**水稻の全国の作付動向等を踏まえ**、柔軟な対応が行えるよう加工用米・新規需要米の**取組計画が6月末までに提出された場合に限り、8月20日まで変更が受け付けられるようになります。**

なお、**取組計画等の変更に当たっては**、加工用米等を生産する農業者サイドの一方的な変更が行われることがないようにするため、加工用米等の**契約の相手方の了承を得たもの（変更の届け出に需要者の同意に係る記入欄を設ける予定）**に限って変更を受付けることとする考えです。

(参考) 加工用米の基準単収の設定

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別添 1)

1. 市町村又は地域農業再生協議会別の単収

県協議会の長は、各市町村又は地域協議会別の客観的な水稻作付面積等を用いて、大臣官房統計部が公表する前年産の都道府県又は地帯別平年収量に整合した市町村又は地域協議会別の単収を設定し、原則として地域協議会の長に通知。

2. 農業者別の単収

地域協議会の長は、地域協議会が把握した地域又は農業者別の客観的な水稻作付面積等を用いて、必要に応じて 1 で通知された単収に整合した農業者別の単収を設定し、農業者に通知。

〔 地方農政局等への協議 〕

県協議会及び地域協議会の長は、1 及び 2 の単収を設定又は変更する場合は、その算定方法及び算定に用いる客観的な面積について、地方農政局等と個別に協議。

(参考) 加工用米の契約数量の変更

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙 1 第 7 の 2 (1) 及び別添 3)

認定方針作成者、農業者等は、当年産の作柄等の影響により加工用米生産数量が変動した場合には、当該生産量の変動に応じて加工用米生産農業者ごとの出荷及び販売契約数量を変更。

1. 区分管理方式

当該圃場からの全収穫量を変更後の加工用米出荷及び販売契約数量とする。

2. 一括管理方式

次のいずれかの方法により出荷必要数量を算出し、これを変更後の数量とすることができる。

① 作柄変動が生じた場合の変更

変更時点の当該地域の農林水産統計の作柄表示地帯の単収を用いて算出した数量と当初契約数量との間の任意の数量

② 農業者の全収穫量が把握できた場合の変更

出荷契約数量×当該農業者の実単収／当該農業者の当初の単収

③ 自然災害等により減収した場合の変更

減収量は農作物共済等の損害高等により客観的に減収量が確認された数量

(ただし、②と③の変更については、あらかじめ地方農政局長等と協議)

全国の加工用米の生産の状況

単位：トン
(ha)

	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産
うるち米	198,382 (36,369)	195,281 (35,687)	204,104 (37,079)	197,293 (35,881)	208,354 (37,970)
もち米	49,471 (8,839)	67,119 (11,956)	71,551 (12,707)	72,855 (12,916)	69,020 (12,227)
計	247,853 (45,208)	262,400 (47,641)	275,654 (49,786)	270,148 (48,797)	277,373 (50,197)

注：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

資料：農林水産省「加工用米の取組計画認定状況」を基に作成

鹿児島県における加工用米の生産の状況

単位：トン
(ha)

	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産
うるち米	7,050 (1,466)	6,866 (1,417)	6,730 (1,387)	6,641 (1,368)	6,910 (1,425)
もち米	72 (14)	167 (34)	223 (45)	109 (22)	87 (17)
計	7,123 (1,480)	7,033 (1,451)	6,953 (1,432)	6,750 (1,389)	6,997 (1,443)
うち県内向け	2,556	2,107	1,942	2,304	2,781
	35.9%	30.0%	27.9%	34.1%	39.8%

注：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定データ」を基に作成

鹿児島県における用途別の加工用米の生産の状況

単位：玄米トン

	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産
加工米飯	2,626	2,584	2,762	2,854	1,610
焼 酎	2,646	2,315	2,198	2,034	2,809
清 酒	266	411	502	367	827
米 粉	360	244	180	358	434
酢	265	321	249	194	152
米 菓	56	211	282	165	173
味噌等	176	137	126	132	189
包装もち	64	159	188	105	83
その他	664	652	466	541	722
計	7,123	7,033	6,953	6,750	6,997

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定データ」を基に作成

鹿児島県の地域別・用途別の加工用米の生産状況（令和6年産）

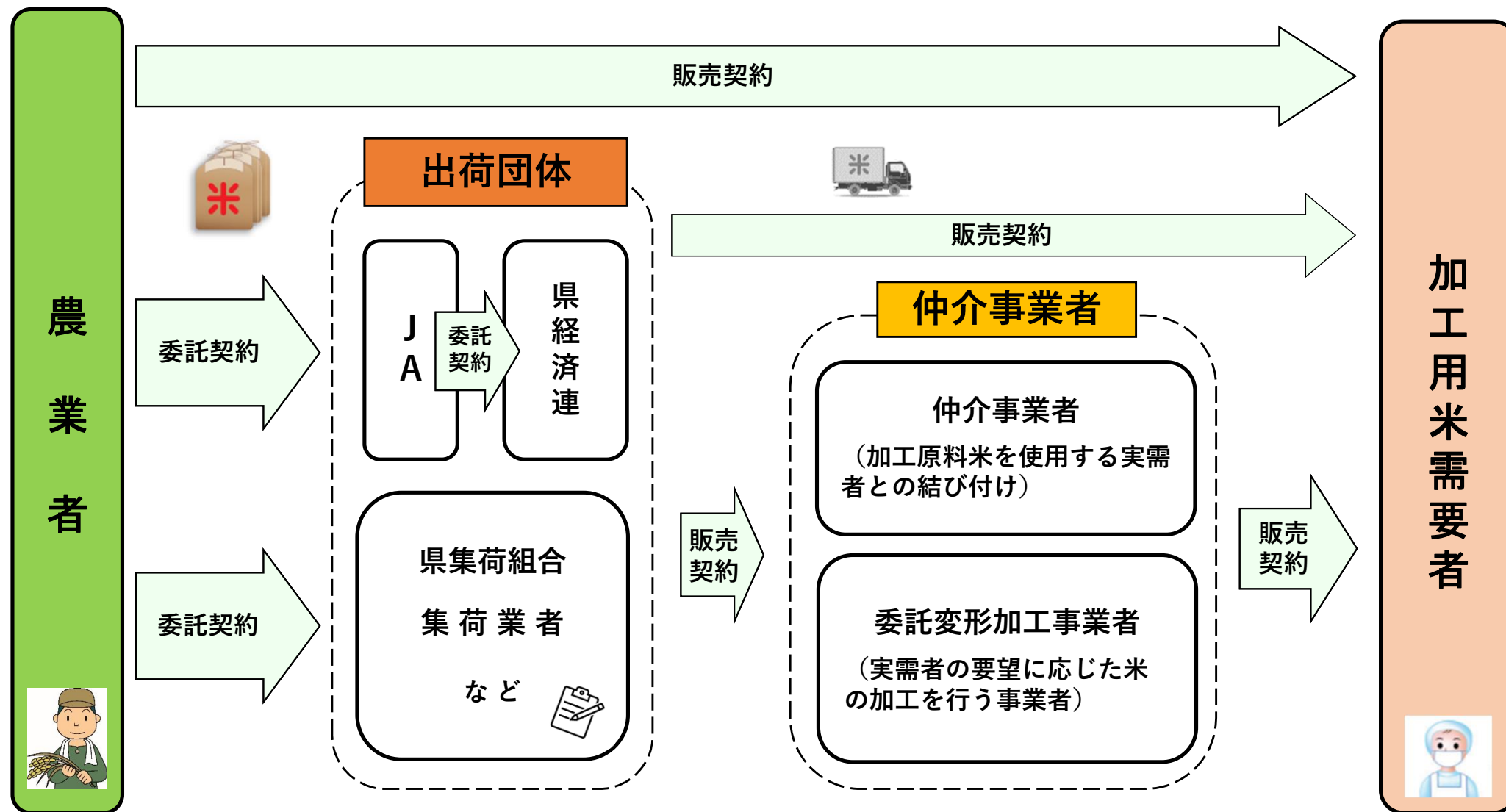
単位：玄米トン

	薩摩半島	出水・薩摩	伊佐・姶良	大隅半島	熊毛・大島	計
加工米飯	216	852	392	150	-	1,610
焼 酎	956	546	446	862	-	2,809
清 酒	3	218	128	478	-	827
米 粉	-	284	126	24	-	434
酢	4	2	145	-	-	152
米 菓	-	-	23	150	-	173
味 噌 等	-	4	75	110	-	189
包装もち	-	50	33	-	-	83
そ の 他	-	586	76	60	-	722
計	1,178	2,542	1,444	1,833	0	6,997

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定データ」を基に作成

(参考)

加工用米の生産・流通の主な流れ



《注》上記以外に、中間流通事業者、とう精業者など多くの関係業者がかかわる場合もあり、すべての流通経路を図示しているものではありません。

加工用米を調達するための手続の流れ

(JA・集荷業者を通じた取引、令和7年産を想定)

手続き時期	農 業 者	出 荷 団 体	仲 介 事 業 者 委託変形加工事業者	加工用米需要者
令和 7 年	水田活用の直接支払交付金に係る営農計画書の提出 (→ 農林水産省)			
	加工用米取組計画認定申請書の提出 (→ 農林水産省)			
	委託契約(→ 出荷団体)	委託契約 (→ 農業者)		
		販売契約 (→ 仲介事業者)	販売契約 (→ 出荷団体、需要者)	販売契約 (→ 出荷団体、仲介事業者)
～ 6月末			加工用米適正流通に関する誓約書 (→ 農林水産省)	加工用米適正流通に関する誓約書 (→ 農林水産省)
7 月	} 加工用米出荷	} 加工用米検査、 集荷及び販売	} 荷受・運送・保管 及び販売	} 購入
8 月				
9 月				
10 月				
11 月		加工用米生産出荷数量一覧報告 (→ 再生協・農林水産省)		原料米の仕入状況等施設整備 状況の報告 (→ 農林水産省)
12 月		加工用米検査結果一覧の報告 (→ 再生協・農林水産省)		

※ 数量及び価格は、取引者間同士の協議によって決定。

※ 上記に関わらず、農業者と加工用米需要者の直接取引も可能。

水田政策の見直しの方向性について（概要）

令和7年1月31日公表版

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す検討を本格的に開始。

- 1 水田を対象として支援する水活を、以下のとおり 作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。** このため、令和9年度以降「**5年水張りの要件**」は求めない。
〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕
- 2 米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進。** 輸出を含めた米需要拡大を目指し、**新市場開拓用米、米粉用米等を支援。**
- 3 国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。**
- 4 麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討。**

- 5 **有機や減農薬・減肥料等について支援（主食用米も対象）。**
- 6 **農業者が急減**する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながら**より多くの離農農地の引き受け**を進めていけるよう、**農地の集約化等への支援制度**について、**既存制度を見直し、強化。**
- 7 **産地交付金**について、現場の実態を**調査・検証**した上で、**水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域**も含め、地域の事情に応じた**産地形成が促進**される仕組みとする**見直しを検討。**
- 8 **中山間地域等直接支払**について、条件不利の実態に配慮し、**支援を拡大。**
多面的機能支払について、**活動組織の体制を強化。**
- 9 予算は、**現行の水活**の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用。このように、**構造転換に必要な予算をしっかりと確保**していく。

新たな食料・農業・農村基本計画 のポイント

- ・ 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、
- ・ 平時からの食料安全保障を実現する観点から、
初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大

目標

○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

+

安定的な輸入の確保

+

備蓄の確保

食料自給力の確保

(農地、人、技術、生産資材)

目標

○農地の確保

[農地面積：412万ha]

○サステナブルな農業構造

49歳以下の担い手数：

現在の水準
(2023年：4.8万)を維持

○生産性の向上

(労働生産性・土地生産性)

・1経営体当たり生産量：1.8倍

・生産コストの低減：

(米) 15ha以上の経営体

11,350円/60kg→9,500円/60kg

(麦、大豆) 2割減(現状比)

➤ 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、 生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態に関わらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集・合理化等を推進
- 生産資材の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

輸出の促進

(国内の食料需要減少下においても供給能力を確保)

目標

○農林水産物・食品の輸出額

[輸出額：5兆円]

➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス+ 経済的アクセス
+不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量（2013年度比）
〔削減量：1,176万t-CO₂〕

多面的機能の発揮

食料システムの関係者の連携を通じた

「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進
- ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進
- 多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全

地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出+経済面の取組+生活面の取組

目標

- 農村関係人口の拡大が見られた市町村数
〔市町村数：630〕
- 農村地域において創出された付加価値額
〔付加価値額：22兆円〕

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、

「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を策定し、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農山漁村を創出
- 所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出
- 生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保
- 中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援

国民理解の醸成

○農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進

（参考）新たな基本計画における主な目標・KPI（2030年）

【目標】

食料自給率（カロリーベース） 38%（2023年）→ 45%

農地面積 427万ha（2024年）→ 412万ha

49歳以下の担い手 4.8万（2023年）を維持

<生産コスト>

米（15ha以上） 11,350円／60kg（2023年）→ 9,500円／60kg

小麦（田） 10,400円／60kg（2023年）→ 9,300円／60kg

小麦（畑） 7,700円／60kg（2023年）→ 6,200円／60kg

大豆（田） 22,800円／60kg（2023年）→ 18,000円／60kg

大豆（畑） 16,700円／60kg（2023年）→ 14,600円／60kg

農林水産物・食品の輸出額 1.5兆円（2024年）→ 5兆円

インバウンドによる食関連消費額 1.6兆円（2023年）→ 4.5兆円

温室効果ガス削減量（2013年度比） 808万t-CO₂（2022年度）→ 1,176万t-CO₂

【KPI】

＜輸出量＞

米 4.4万 t (2023年) → 39.6万 t
牛肉 0.9万 t (2023年) → 1.6万 t
豚肉 0.2万 t (2023年) → 0.2万 t
鶏肉 0.4万 t (2023年) → 1.0万 t
茶 0.8万 t (2023年) → 1.5万 t

担い手への農地集積率 60.4% (2023年) → 7割

＜地域の方針策定に参画する女性農業者の割合＞

農業委員 14% (2023年) → 30%
農協役員 9.6% (2022年) → 20%
土地改良区理事 1.4% (2023年) → 10%

資料に関するお問い合わせは、こちらにお願いします。

【問い合わせ先】

担当者名 : 萩原、 梶木

メー ル : chikayoshi_hagiwa030@maff.go.jp
masanori_kajiki210@maff.go.jp

電話番号 : 0 9 9 – 2 2 2 – 7 5 6 3